

岐阜県土地改良事業負担金等徴収条例の一部を改正する条例について

岐阜県土地改良事業負担金等徴収条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

平成三十年九月二十日提出

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県土地改良事業負担金等徴収条例の一部を改正する条例

岐阜県土地改良事業負担金等徴収条例（昭和三十三年岐阜県条例第四号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第九十一条の二第一項」の下に「及び第六項」を加える。

第四条第一項中「毎年度」を「各年度における」に、「同法」を「同法」に、「控除した」を「特定農業用施設等災害復旧事業にあつては国から交付を受ける補助金の額を、それぞれ差し引いて得た」に改め、同項の表農林地一体開発整備パイロット事業の部の次に次のように加える。

特定農業用施設等災害復旧事業（一定の農業用施設及び農地に係る災害復旧事業に限る。）	百分の五十
---	-------

第四条の二第二項中「県営事業特別徴収金」を「前項の県営事業特別徴収金」に、「前項」を「同項」に改め、同条に次の二項を加える。

4 県は、県営土地改良事業（法第八十七条の三第一項に規定するものに限る。）においては、法第九十一条の二第六項第一号又は第二号に掲げる者が、法第八十七条の三第一項の規定による土地改良事業計画の決定につき同条第七項において準用する法第八十七条第五項の規定による公告があつた日から、当該県営土地改良事業の工事の完了につき法第一百三十三条の三第三項の規定による公告があつた日（その公告において工事完了の日が示されたときは、その示された日）の属する年度の翌年度の初日から起算して八年を経過する日までの間に、法第九十一条の二第六項第一号又は第二号に定める場合に該当するときは、その者から、県営事業特別徴収金を徴収する。

5 前項の県営事業特別徴収金の額は、同項の県営土地改良事業に要する費用の額に受益率を乗

じて得た額から、法第九十一条第六項の規定により市町村に負担させる額に受益率を乗じて得た額を差し引いて得た額とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提 案 説 明

被災した一定の農業用施設等の復旧を行う特定農業用施設等災害復旧事業に係る分担金の額を定める等のため、この条例を定めようとする。